

## 法務省改善取組計画

(27年度フォローアップ実施後)

策定年月日	平成26年10月3日策定, 平成27年10月7日改定, 平成28年12月16日改定
分野又は業務名	登記関係手続
システム名	登記・供託オンライン申請システム, 登記情報提供システム

## I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成27年度			26年度	25年度
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率
1	不動産登記の申請	10,588,154	4,247,050	40.1%	37.4%	35.5%
2	不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	162,751,900	123,472,014	75.9%	74.0%	71.6%
3	商業登記(株式会社)の申請	984,174	484,666	49.2%	45.7%	42.0%
4	商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	36,305,370	12,507,196	34.4%	33.3%	31.1%
5	成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求	1,657,332	17,253	1.0%	1.1%	0.8%
	合計	212,286,930	140,728,179	66.3%	64.2%	61.3%

## II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	主たる利用者である司法書士及び土地家屋調査士を対象とした利用者満足度調査結果による測定 【測定方法】満足, 概ね満足, 普通, やや不満, 不満の5段階評価中, 満足, 概ね満足と回答した者の割合	満足度76% (平成25年度)	満足度78% (平成27年度)	基準値以上の満足度を目標とする(平成28年度)。
オンライン利用率	インターネット等を通じて申請等を行った件数の総申請等件数等に対する割合 【測定方法】オンライン利用件数/総申請等件数	61.3% (平成25年度)	66.3% (平成27年度)	69%(平成28年度)
オンライン申請1件当たり費用	オンライン利用件数1件当たりの整備経費と運用経費の状況	1件当たり29円 (平成25年度)	1件当たり29円 (平成27年度)	基準値よりも減少することを目標とする(平成28年度)。
オンライン申請1件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数	オンライン利用件数1件当たりの受付・処理に要する平均的な職員数	1件当たり 0.000055人 (平成25年度)	1件当たり 0.000046人 (平成27年度)	基準値よりも減少することを目標とする(平成28年度)。
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	登記関係手続	
改善促進手続名	①不動産登記の申請, ②不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等, ③商業登記(株式会社)の申請, ④商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等, ⑤成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<p>不動産登記又は商業登記の申請において、法令の規定(※)により、一部の添付書類の提出を省略することができることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成16年度から継続実施】</p>	<p>①③ (※)不動産登記令第9条, 第11条, 不動産登記規則第36条, 第37条, 第44条, 商業登記法第54条第2項第2号, 第55条第1項第3号, 第80条第5号, 商業登記規則第37条及び第103条第2項等</p>
	<p>不動産登記の申請において、現行制度上提出が義務付けられている資格証明情報について、申請人が会社法人等番号を提供した場合には、登記所間において情報共有を行うことにより、当該資格証明情報の提出を不要とする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成27年度から実施】</p>	①
	<p>商業登記の申請において、申請書に会社法人等番号を記載した場合には、添付書類である登記事項証明書の提出を要しないこととする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成27年度から実施】</p>	③
(2)本人確認方法の見直し	<p>不動産登記又は商業登記の申請において、資格者代理人によりオンライン申請を行う場合に、申請人の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成19年度から継続実施】</p>	①③
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<p>オンライン申請・オンライン請求の方法について、法務省ホームページにおいて、各手続ごとに案内ページを作成して、利用者に分かりやすく周知する取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成19年度から継続実施】</p>	①②③④⑤
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<p>不動産登記の登記識別情報に関する証明について、平成25年10月に総務省により実施された「国の手続のオンライン利用に関する意見募集」や平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、登記識別情報に関する証明の回答までに要する時間が長い場合があるとの意見があったことを踏まえ、登記識別情報が失効していないことをシステム上の機能で自動回答する取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成27年度から実施】</p>	①
	<p>不動産登記又は商業登記の申請において、登記の申請の際に納付した登録免許税に過誤納があった場合に申請代理人に登録免許税の過誤納金を還付するための手続として、これまで、登記申請に係る委任状とは別に、登録免許税の過誤納金の代理受領に係る委任状の提出を必要としていた。しかし、平成25年10月に総務省により実施された「国の手続のオンライン利用に関する意見募集」や平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、手続が繁雑であるとの意見があったことを踏まえ、登記申請に係る委任状に登録免許税の過誤納金の代理受領についても委任する旨の記載があれば、別途、代理受領に係る委任状の提出を要しないこととする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成26年度から継続実施】</p>	①③

改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	<p>不動産登記のオンライン申請に係る登記完了証の交付について、電子データによる交付(ダウンロード)のほか、平成23年6月から、登記所の窓口において書面の登記完了証の交付を受けることができることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成23年度から継続実施】</p>	①
	<p>不動産登記又は商業登記のオンラインによる登記事項証明書等の交付請求において、郵送による交付のほか、平成23年4月から、登記所の窓口において登記事項証明書等の交付を受けることができることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 また、平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、市区町役場等にある法務局証明サービスセンターにおいて登記事項証明書等の交付を受けることを希望する意見があったことを踏まえ、全ての法務局証明サービスセンターにおいて交付を受けることを可能とする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成23年度から継続実施(一部平成26年度から継続実施)】</p>	②④
	<p>全国の不動産、会社・法人等の登記事項証明書等について、全国どこの登記所に対しても請求することができ、また、当該登記所で受け取ることを可能としており、当該措置を今後も継続して実施する。 【平成25年度から継続実施】</p>	②④
	<p>全国の不動産、会社・法人等の登記情報等について、インターネットにより請求者のパソコンで取得することを可能としており、当該措置を継続して実施する。 【平成25年度から継続実施】</p>	②④
3システムの利便性の向上	<p>不動産登記のオンライン申請において必要となる登記識別情報の送信について、平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、登記識別情報の入力に時間がかかるとの意見があったことを踏まえ、登記識別情報通知にQRコードを追加し、当該QRコードを読み取ることで、入力を簡素化する取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成26年度から継続実施】</p>	①
	<p>各手続のオンライン申請の際に必要なPDF変換ソフトウェアについて、従来のAdobe Acrobatに加えて、平成26年度中に、SKYPDFの動作検証を行い、同ソフトの使用を可能とする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成26年度から継続実施】</p>	①③
	<p>平成25年10月に総務省により実施された「国の手続のオンライン利用に関する意見募集」や平成26年2月に当省が実施した「登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート」において、登記申請時の外字の使用について、画像ファイルを作成しなければならない場合があり不便であるという意見があったことから、不動産登記又は商業登記のオンライン登記申請において、登記簿等で用いられている外字の検索・利用を可能とすることにより、画像ファイルの添付を不要とする機能を開発し、当該機能の利用を可能とする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成27年度から実施】</p>	①③
	<p>平成27年6月に、司法書士、土地家屋調査士及び一般利用者に対し、登記・供託オンライン申請システムのWebページについてあらかじめ定めた操作(かんたん証明書請求で不動産の登記事項証明書を請求する等)を行ってもらった上で、ユーザビリティの専門家からその操作者に対してインタビューを行ったところ、画面やボタンの表示が見にくい等の課題が抽出されたことから、当該課題について費用対効果を考慮した上で、平成28年度中に、文字サイズの変更、ボタンや入力欄の着色を行うなど課題に対応した登記・供託オンライン申請システムの改修を行う。 【新規実施】</p>	①③

改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
4経済的インセンティブの活用	<p>不動産登記、商業登記及び成年後見登記のオンラインによる登記事項証明書等の交付請求について、手数料の軽減措置を実施しており、書面による交付請求より安価となっているところ、これによるオンライン利用の拡充・定着が図られていることから、当該措置を継続して実施する。 【平成19年度から継続実施】</p>	②④⑤
5普及啓発等	<p>登記所の窓口において、オンライン申請・オンライン請求の利用に関するリーフレット等を配布するなどして、制度の広報を行う取組について、今後も継続して実施することにより、オンライン申請の利用促進に努める。 【平成16年度から継続実施】</p>	①②③④⑤
	<p>職員が窓口においてオンライン申請の利用勧奨を適切に行うことができるよう、研修の実施や手引書の配布等を行い、職員の意識を向上させる取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 【平成16年度から継続実施】</p>	①②③④⑤
	<p>日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会との会議等を通じてオンライン申請・オンライン請求の積極的な利用を要請する取組のほか、オンラインの利用に関するパンフレットをそれら関係団体に送付する取組を今後も継続して実施することに加えて、司法書士及び土地家屋調査士に対して、個別にオンライン利用を要請する取組を実施する。 【平成16年度から継続実施】</p>	①②⑤
	<p>国の行政機関、地方公共団体に対して、各種会議等を通じてオンライン申請・オンライン請求の積極的な利用を要請する取組のほか、オンラインの利用に関するパンフレットをそれら関係機関に送付する取組を実施しているところ、これらの取組を今後も継続して実施する。 【平成16年度から継続実施】</p>	①②⑤
6その他	<p>商業登記の書面申請における登記すべき事項の提出について、登記事項をFD又はCDの磁気媒体等に記録して提出する方法のほか、平成23年8月から、登記・供託オンライン申請システムを利用する方法により、電子署名を付すことなく、登記すべき事項を送信することができることとする取組を実施しているところ、同取組を今後も継続して実施する。 なお、登記・供託オンライン申請システムを利用して登記事項を提出する場合、現行制度上、登記申請書に登記すべき事項を記載して提出しなければならないところ、利用者の負担軽減のため、登記申請書への登記すべき事項の記載を不要とする取組を実施しているところ、これらの取組を今後も継続して実施する。 【平成23年から継続実施(一部平成27年度から実施)】</p>	③